

現場代理人及び技術者の雇用関係の確認書類について

入札及び契約にあたり、現場代理人の直接的な雇用関係や、技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用があること）を証する資料の提出が必要な場合、次のいずれかの書類等により確認を行います。

なお、令和7年12月2日以降、健康保険被保険者証の写しは、確認書類として認められません。

□ 直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

→ 適用年月または通知の発行日の日付により恒常的な雇用関係を確認します。直近の通知書だけでは3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証することができない場合、その前の通知書も併せてご提出ください。

※ 被保険者整理番号にマスキングを施してください。

該当する現場代理人及び技術者以外の者の情報、また、該当する現場代理人及び技術者の情報のうち『被保険者氏名』、『適用年月』、『生年月日』以外の情報については、マスキングを施しても構いません。

□ 直近の住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し

→ 通知の発行日の日付により恒常的な雇用関係を確認します。直近の通知書だけでは3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証することができない場合、その前の通知書も併せてご提出ください。

※ 該当する現場代理人及び技術者以外の者の情報、また、該当する現場代理人及び技術者の情報のうち『氏名』、『住所』以外の情報、事業者の累計の人数・税額の情報については、マスキングを施しても構いません。

□ 監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し

→ 交付年月日または変更履歴により恒常的な雇用関係を確認します。